

東京都市圏 物資流動調査 ご協力をお願いします

令和 **5** 年 **秋** 実施予定

調査主体

国土交通省
茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
横浜市 川崎市 千葉市 さいたま市 相模原市

法的根拠

「統計法」に基づく一般統計調査

調査対象

東京都市圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県）
製造業、卸売業、小売業、飲食店、サービス業、運送業、倉庫業、郵便業の事業所を、統計調査の考え方にに基づき抽出して、調査票を配布
東京都市圏全体対象数 約8.6万事業所

調査方法

調査対象事業所に郵送により調査票を配布
回答方法は「インターネット」と「郵送（紙の調査票）」から選択

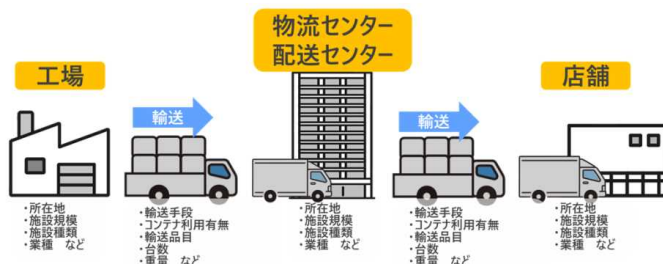


東京都市圏物資流動調査 とは

私たちが活動する都市は、生活に必要な食料、衣料といった商品や、産業活動に必要な原料や部品など、多くの「物」が適切に届けられてはじめて成り立ちます。

「東京都市圏物資流動調査」は、東京都市圏内に立地する事業所を対象に、どのような物が、どれだけ、どこからどこへ移動しているかなど、物の動きからみた交通実態を把握することを目的に概ね10年ごとに実施しており、今回が6回目の調査です。

調査の対象として選定された事業所様におかれましては、是非ともご協力いただきますようお願い申し上げます。



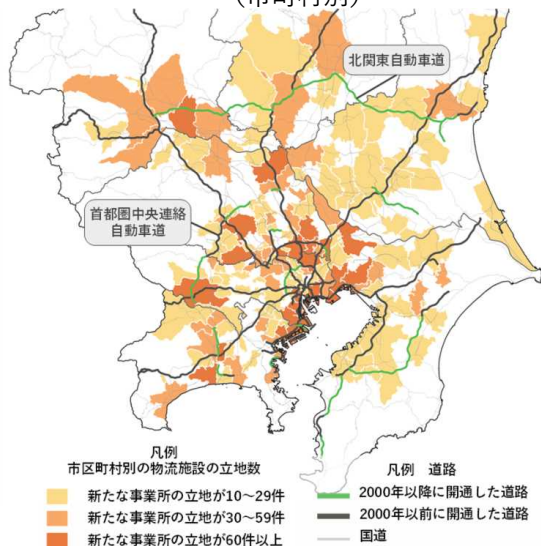
調査結果は、物流施設の立地支援や物資輸送の効率化等、さまざまな施策を検討するために活用されています

前回 第5回 調査結果の紹介

物流施設の立地動向

京浜港近接地域、高速道路沿線地域に物流施設の立地が進んでいることを把握

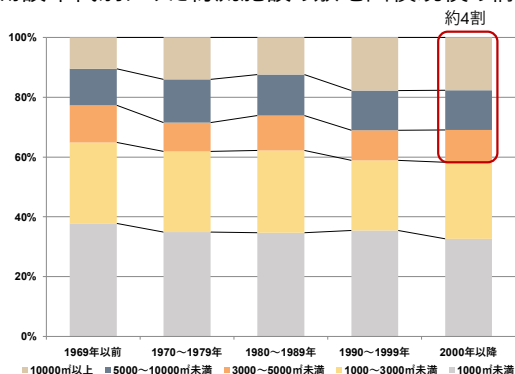
2000年以降に開設した物流施設の立地件数
(市町村別)



物流施設の大型化

敷地面積が3000㎡以上の大規模な物流施設の立地の割合が、開設年代2000年以降の施設では約4割と大規模化が進んでいることを把握

開設年代別にみた物流施設の敷地面積規模の構成比



提言

第5回調査では、調査結果に基づき、物流からみた東京都市圏の望ましい都市交通体系を実現するために、5つの方向性に沿った東京都市圏で取り組むべき物流施策を提言しています。

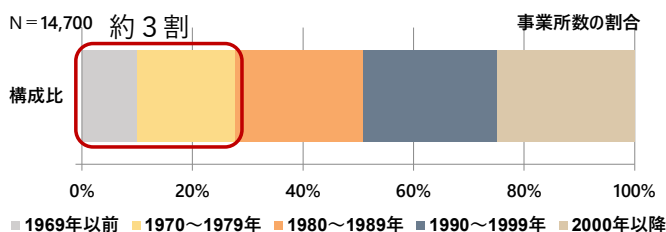
東京都市圏で取り組むべき5つの施策の方向性

- I 臨海部や郊外部における大規模で広域的な物流施設の立地支援
- II 居住環境と物流活動のバランスを考慮した都市機能の適正配置の推進
- III 物資輸送の効率化と都市環境改善の両立
- IV まちづくりと一体となった端末物流対策の推進
- V 大規模災害時も機能する物流システムの構築

物流施設の老朽化

建設から30年以上経過した物流施設が約3割あることを把握

都市圏全体の物流施設建設年代の割合



「東京都市圏交通計画協議会」とは

東京都市圏は、そこに住む人々の生活や活動の場であるとともに、我が国の政治、経済、文化の中核的な役割を果たしている世界最大の都市圏です。

東京都市圏では、人や物の動きが都県を越えて広域に及んでおり、人々の多彩な活動や物の流れを支える交通のあり方は、都市圏全体を見据えた広域的な課題として検討していく必要があります。

このため、東京都市圏内の都県・政令市及び関係機関が相互に協力・調整し、東京都市圏における総合的な都市交通計画の推進に資することを目的として「東京都市圏交通計画協議会」を1968年（昭和43年）に発足し（当時は東京都市圏交通計画委員会）、継続して50年以上にわたって活動しています。

【協議会の構成団体】

国土交通省（関東地方整備局）、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、（独）都市再生機構、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、首都高速道路（株）

東京都市圏物資流動調査について詳しく知りたい方は下記をご覧ください。

【東京都市圏交通計画協議会ホームページ】

<https://www.tokyo-pt.jp/>

東京PT 検索